

○監理技術者等の取扱いについて

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条並びに工事請負契約約款第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の取扱いについては、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によるものとし、具体的な事務手続等については下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 監理技術者等の設置における考え方（マニュアル二一（1））

(1)受注者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置すること。

(2)入札公告においてフレックス工期を採用した工事又は余裕期間を設定した工事においては、工期の開始日をもって契約工期の始期とみなし、契約締結日から工期の開始日の前日までは監理技術者等を設置することを要しない。

2 共同企業体における監理技術者等の設置（マニュアル二一（2））

受注者が共同企業体となる場合における監理技術者等の配置については、マニュアルによる。

3 主任技術者から監理技術者への変更（マニュアル二一（3））

主任技術者を配置した工事において、工事途中で下請契約の請負代金額が五千万円（建築一式工事にあっては八千万円）以上となった場合は、受注者は『現場代理人等変更通知書』を主任監督員に提出し、当該主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置する。

4 監理技術者等の途中交代（マニュアル二一（4））

監理技術者等の途中交代が認められる条件は、①監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合、②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、③工場から現地へ工事の現場が移行する場合、④工事工程上技術者の交代が合理的な場合のいずれかによるものとする。ただし、入札の公平性の観点から、原則として表の区分に従い、同等以上の現場工事経験及び技術者の能力を有する技術者との交代を条件とする。また、交代の時期は工程上一定の区切りと

認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるようする。

表 監理技術者等の途中交代でもとめる条件

途中交代の条件	死亡、傷病、被災、出産、 育児、介護又は退職等	受注者の責によらない 契約事項の変更に伴う場合
競争参加資格として求めた 「主任（監理）技術者の現場 工事経験」	交代する監理技術者等 に求める ^{注1)}	交代する監理技術者等 に求める ^{注1)}
総合評価方式において評価し た「技術者の能力等」	交代する監理技術者等 に求める ^{注2)}	交代する監理技術者等 に求めない

注1) **交代する監理技術者等が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事が求める工事経験を有する技術者としてみなす。なお、この場合の担当技術者は、非専任とすることができる。専任する場合のみ CORINS に登録すること。**

注2) 交代する監理技術者等が、「技術者の能力等」の評価結果を満足できない場合には工事成績評定点を減ずる。

5 監理技術者等の専任の基本的な考え方（マニュアル三（1））

(1) 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）においては、請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上のものについて工事現場ごとに専任の者でなければならない。

(2) 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置する。なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2件を上限とする。兼務できる業務の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、例えば主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職責が適正に担保できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ主任監督員に説明を行うこと。

(3) 専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間、現場を離れる場合は、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、の主任監督員の了解を得ること。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

6 監理技術者等の専任期間（マニュアル三（2））

(1)主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。なお、②（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、JS発注工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の対応方法について契約職の承諾を得ること。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(2) 密接な関連のある二以上の工事を同一の受注者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（ただし、専任の監理技術者については適用されない。）。承諾するための条件は、概ね以下①～③を充たすことを条件とする。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する。なお、相互調整には資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれる。
- ② 工事現場の相互の間隔が10km程度
- ③ 主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合においては2件までとする

(3)同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

7 その他

(1)工期の途中において、監理技術者補佐を配置し監理技術者が特例監理技術者となること又は監理技術者補佐の配置に代えて特例監理技術者が監理技術者となることは、監理技術者等の途中交代には該当せず、「3 監理技術者等の途中交代（マニュアルニー二（4）」の事由の有無に関わらず可能である。ただし、事前に主任監督員に対して交代する理由を説明したうえ、関係書類を添付して『現場代理人等変更通知書』を提出すること。入札公告において特例監理技術者の兼任が認められていない工事についてはこの限りではない。